

国内経済要録

◆ 7~9月のマネーサプライ見通し

日本銀行は7月10日、当面のマネーサプライ見通しにつき次のとおり発表した。

1. 4~6月 $M_2 + CD$ 平残の前年伸び率は、財政の支払増加を主因に1~3月(+12.3%)をやや上回る見込み。
2. 7~9月については、前年比+12%前後の伸び率になるとみられる。供給要因別にみると、貸出の寄与度が低下する一方、財政面を通ずるマネーサプライ押上げ効果は引き続き高水準で推移するとみられる。

○ ◆ 国債価格変動引当金の繰入方法変更に伴う「銀行経理基準に関する留意事項の一部改正」について

大蔵省は、最近の国債価格の動向等にかんがみ、6月20日、銀行および相互銀行の経理基準に関する留意事項を一部改正し、次の諸措置を実施する旨、各金融機関あて通知した。その内容以下のとおり。

(1) 国債価格変動引当金の繰入方法の変更

イ. 価格変動準備金との連動断ち切り

ロ. 国債のネット損失との調整、すなわち、本引当金の新規繰入額(期中国債純増額の20/1,000)から、次の基準による額を控除。

$$\text{控除額} = \text{国債ネット損失額(注)} \times 40/100$$

(注) 国債のネット損失額=(評価損+売却損+償還損)-(売却益+償還益)

(2) 54年9月期以降2年4期で均等に取崩すこととなっている価格変動準備金の全額取崩しを認める。

◆ 資金運用部資金による売戻条件付国債買入れについて

資金運用部資金による売戻条件付国債買入れが概要以下のとおり実施された。

1. 買入額 約7千億円
2. 買入銘柄 利付国庫債券(10年)13回
3. 買入日 昭和54年7月3日
4. 買入価格 額面100円当たり99円53銭
5. 売戻日 昭和55年7月3日
6. 売戻価格 額面100円当たり99円58銭

◆ 地銀共同保証(株)のCD流通取扱について

地銀共同保証(株)は6月28日、次の要領でCDの流通取扱を実施することを決定した。

(1) 業務の内容

地方銀行が発行・保有するCDの売買および売買の媒介、取次ぎ等。

(2) 流通取扱手数料

譲渡人より徴求。

手数料: 元本×(年0.125%×残存日数)/365

◆ 「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」の金融制度調査会の答申

金融制度調査会では50年以来4年にわたる審議を終え、6月20日、「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」の答申を大蔵大臣に提出した。今回の答申では、銀行法の全面的改正が建議されていることが特色であるが、同答申の基本的な考え方と銀行法改正についての建議の内容は以下のとおり。

1. 答申の基本的な考え方

(1) 銀行の公共性

銀行は、貯蓄手段の提供、資金供給、支払決済等の国民経済的・社会的に重要な諸機能を担っていることにはかんがみ、公共性の高いものとしてとらえられている。そのため、銀行については、信用秩序の維持と預金者保護を図るためにその経営の健全性を維持することが基本的に要請されるが、さらに国民経済的観点に立った資金供給、国民のニーズ等に適合した金融資産の提供等国民経済的・社会的な諸機能の適切な發揮が図られていく必要がある。

銀行は一般企業に比し社会的責任が重いものであるといえるが、銀行が、経営の健全性を維持しつつ公共的機能を適切かつ十全に發揮し、経済社会の要請に適切に対応していくことが、その社会的責任を果たしていくゆえんである。

(2) 銀行の機能發揮のための方策

銀行がこのような公共的機能を發揮し社会的な要請に対応していくためには、銀行が自己責任の原則に立ち自主的かつ創造的な企業努力を行っていくことが最も重要である。このためには、私企業としての銀行の活力を十分に發揮させていくことが望ましく、そのため、適正な競争原理を一層活用するとともに、銀行が社会の多様なニーズを的確に把握しこれに十分対応していくことができる態勢を整備していく必要がある。

具体的には、①金利機能の一層の活用、②銀行の業務範囲の拡張による銀行の創意工夫の發揮、③各銀行の特色および各業態の専門性の発揮、④銀行経営の効率化の推進、⑤許認可等の弾力的運用を図る必要がある。

なお、適正な競争原理の活用に当っては、銀行経営の健全性の確保に配慮することが基本的に重要である。また、銀行の機能発揮等のためには、銀行の内部の態勢の整備が必要であり、さらには行政当局による適切な監督・行政指導およびディスクロージャーの活用等による環境・条件の整備等が行われる必要がある。

(3) 新しい金融効率化の展開

昭和45年の「一般民間金融機関のあり方等について」の答申で提唱された金融の効率化の考え方は、今後とも、これを推進していくことが重要であるが、しかしながら、近年における経済社会の構造的な変化や国際化の著しい進展等にかんがみると、今回、新たに金融制度を検討するに当っては、国民経済の立場を踏まえ、社会的公正に配意した新しい金融効率化の展開を図っていくことに視点を置くべきであると考える。

すなわち、金融全体として適正な競争原理と金利機能を一層活用していく必要があることは当然である。同時に、近年の経済社会環境の変化等を踏まえ、金融機関が単にその経営の効率性を追求するのみならずこれと国民経済的見地および社会的公正の観点からみて適切にその諸機能を発揮することとを調和のとれた形で図っていくことが重要であると考える。

2. 銀行法の改正について

(1) 銀行法改正の必要性

現行銀行法は、時代の変化に弾力的に適応し、半世紀にわたって機能してきたものであるが、今後の望ましい銀行制度を確立するためには、

イ. 銀行の役割を踏まえた新たな銀行制度および銀行行政の理念を法律上明らかにしていくことが望ましいこと、

ロ. 銀行制度に健全経営の一層の確保または銀行の公的機能の的確、公正かつ効率的な発揮の要請に基づく新たな措置を加える必要があるとともに、近年における法律全般の整備の状況等を勘案すると、銀行法についても、その規定を整備し、制度等の法律的基礎づけを行っていくことが望ましいものが存在すること、

ハ. 上記イおよびロとの関連において、銀行法全体の再構成を行うことが適当であること、

等にかんがみ、今般の普通銀行のあり方等についての全面的な見直しを踏まえ、銀行法の全面的な改正を行うことが適当である。

(2) 銀行法の改正の主要な内容

銀行法の改正については、その主要な内容は次のとおりであると考える。

- イ. 銀行法の基本理念を示す目的規定を設けること。
- ロ. 適正な競争原理の活用による金融の効率化を進め、わが国経済の安定的な発展と国民生活の質的充実に資するため、銀行の営業免許および営業所の設置等の認可等につき、制度の趣旨に即した免許または認可の基準を設けること。
- ハ. 同様の趣旨により、銀行の業務の安定性を確保するとともにその弾力的対応を可能とするよう、銀行の業務範囲に関する規定の整備を行うこと。
- ニ. 銀行経営の健全性を確保するため、銀行経営上の原則を定めること。
- ホ. 銀行が公共的機能を発揮し経済社会の要請に適切に対応していくことを確保するため、銀行の業務、特にその資金運用に関するディスクロージャーにつき規定すること。
- ヘ. 銀行に対する監督の適正を期するため、監督に関する規定の整備を行うこと。
- ト. 金融の国際化に伴い、在日外国銀行に関する規定の整備を行うこと。
- チ. 銀行の週休二日制の実施を可能とするよう銀行の営業日に関する規定を弾力化すること。

(注) なお答申には銀行法改正案の骨格的なものが「銀行法改正の具体的な内容に関する小委員会の意見」という形で織り込まれている。

◇石油消費節減対策の一層の推進について

政府は6月15日、総合エネルギー対策推進閣僚会議を開き、「石油消費節減対策の一層の推進について」、次のとおり決定した。

1. 石油消費節減対策の一層の周知徹底

- (1) 通商産業大臣等と主要業界団体、地方公共団体等の代表との懇談の場を設け、最近の内外のエネルギー情勢および石油消費節減対策の推進について広く理解と協力を求める。
- (2) 一般的節約措置の調査結果等を参考にしつつ、各省政府は石油消費節減対策の実効を挙げるよう所管政府機関、関係団体および関係業界、地方公共団体等に対して、対策の実施を強力に指導する。
- (3) 報道機関に対し、石油消費節減対策を中心とする省エネルギー広報を強力に行うよう協力を要請する。
- (4) 文部省は、石油消費節減対策の趣旨の徹底およびその具体的実行を学校教育を通じて指導するよう教育委員会に要請する。
- (5) 現在開催中の省資源・省エネルギー国民運動地方推進会議のブロック会議および資源とエネルギーを大切にする国民運動中央連絡会議の場において、石油消費

節減対策の実施の周知徹底を図るとともに、石油消費節減のための国民の自主的運動の支援を積極的に図る。

(6) 通商産業省は、電力会社およびガス会社に対して、次の措置を行うよう指導する。

① 検針員等が一般家庭に対し、パンフレット等を配布すること等により石油消費節減対策を周知徹底すること。

② 営業所の職員等がビル等に対し巡回指導等を通じ石油消費節減対策を周知徹底すること。

2. 一層強力な節減措置の実施

(1) 厚生省は、映画館の始業時刻を正午以降に繰り延べるよう関係業界を指導する。

(2) 農林水産省は、施設園芸について、省エネルギー施設の設置の推進および寒冷地における補助事業等による新規設置の抑制等を行う。

(3) 通商産業省は、ガソリンスタンドの日曜・祝日休業

について、関係業界を引き続き強力に指導する。

(4) 通商産業省は、広告用、装飾用照明等の点灯時間について、年間を通じ、1日当り、おおむね3時間程度に短縮するよう関係業界を引き続き強力に指導する。

(5) 運輸省は、輸送機関の冷暖房が過度にわたることのないよう関係業界を指導する。

(6) 郵政省は、テレビ放送会社に対して、深夜におけるテレビ放送の自粛について引き続き強力を要請する。

(7) 労働省は、民間企業を対象に週休二日制および夏季一斉休暇の一層の普及を指導する。

(8) 建設省は、道路交通の安全上および防犯上支障のない範囲で高速道路照明の2分の1の減光等を行うなど道路照明の減灯または減光を行うよう各道路管理者を指導する。

(9) 本年10月の国際省エネルギー月間に際して省エネルギーに関する各種普及啓発行事を積極的に推進する。